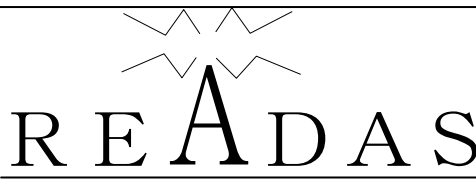


第 5395 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月27日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成28年税制改正(その他)

Q：平成28年度のその他の税制改正は、どのようなものがありますか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

平成28年のその他の税制改正には、次のようなものがあります。

- ①自動車取得税の廃止
平成29年3月31日をもって廃止、代わりに自動車税等の環境性能割を創設
- ②輸出物品販売場制度の見直し
免税販売の対象となる下限額が改正
・一般物品1万円超から5千円以上に
・消耗品5千円超から5千円以上に
- ③クレジットカード納付制度
インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付が可能に
- ④加算税制度の見直し
更正予知前にした修正申告に基づく過少申告加算税の割合が0%から5%(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%)に、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合が5%から10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)に改正、また期限後申告もしくは修正申告(更正予知のものに限る)又は更正もしくは決定があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間にその期限後申告等に係る税目について無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるときは、現行の税率に10%上乗せする改正が

